

## 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の解釈の見直し(回答)

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、「保険薬局が保険医療機関から経営上独立していることが十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解するのが相当であり、身体が不自由な者等の利便に配慮する観点から規定の解釈を見直す必要がある。」等の意見をいただきました。これを踏まえて、平成 26 年 10 月 31 日に厚生労働省にあっせんし、同年 12 月 25 日に回答を受領しました。

### （行政相談の要旨）

保険薬局と保険医療機関とが隣接している場合、国が一旦公道に出て入り直す構造を求めていることもあり、両施設の敷地境界にフェンス等を設けている。フェンス等により仕切られていると身体が不自由な者、車いすを利用する者、子供連れ、高齢者にとっては不便であるので、一旦公道に出て入り直すべきとする杓子定規な考え方は見直してほしい。

（注） 本件は、行政相談委員（静岡県）が受け付けた相談である。

### （あっせん要旨）

厚生労働省は、保険医療機関に隣接して設置されている保険薬局の指定（更新）を行うに当たり、当該保険薬局における、保険医療機関からの経営上の独立性が確保されていることが確認できる場合には、構造上の独立性について、例えば「両施設の敷地境界がフェンス等によって仕切られている必要がある」といった杓子定規な考え方はせずに、訴訟の判決を踏まえ、対応する必要がある。



### （回答要旨）

厚生労働省から、あっせんの実現に向けて、次の措置を講じた旨の回答あり。

保険薬局における保険医療機関からの経営上の独立性の確保は所与のものとして、構造上の独立性を確保されていることを確認するに当たっては、ただ単に保険医療機関と保険薬局との境界にフェンス等を設置することを提案するのではなく、訴訟の判決にもあるように、保険医療機関の出入口と保険薬局の出入口との間の空間が、都市計画に基づき整備されている公共的な歩行者通行空間や、不特定多数の者の憩いや回遊の場として整備されているいわゆる提供公園のように、不特定多数の者が自由に往来することが予定されている空間であるかどうかも含めて確認した上で総合的に判断するよう、保険薬局の指定に係る事務を執り行っている各地方厚生（支）局に対して改めて周知した。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 花田、原田

電話：03-5253-5425（直通）

F A X：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>